

## 処 分 基 準

令和6年4月3日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第15条第2項第2号
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：